

●雫石町営野球場利用料金（町内）

利用区分		平日 (1時間ごとに)	土曜日及び休日 (1時間ごとに)
入場料等を徴収 しない場合	小中高生	380	380
	一般	1,360	1,990
入場料等を徴収 する場合	小中高生	1,990	2,610
	一般	3,980	5,230

※利用者が町外の方の場合は、町内の利用料金の2倍の額とする。

●雫石町営野球場附属設備利用料金

附属設備	
放送設備（1試合）	640
スコアボード（1試合）	640
照明設備（全灯 1時間）	3,980
照明設備（半灯 1時間）	1,990

※ 放送設備においては、8時以前と18時以降は使用できません。

公式大会の場合は、管理者にご相談ください。